

法学教室編集部御中 判例クローズアップ 2010.9.27 ver.2

タイトル:生命保険年金二重課税事件

判決:最判平成22年7月6日平成20年(行ヒ)16号

立教大学法学部 浅妻章如¹

I. 事案の概況

平成8年、X(原告・被控訴人)の夫AがB社との間で、Aの死を保険事故としXを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約(保険料支払はA)を締結した。平成14年10月28日、A死亡。Xは、一時金として死亡保険金4000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金として平成14年から平成23年まで毎年10月28日に230万円ずつ受け取る権利(以下「本件年金受給権」)を取得した。なお、年金支払にかえて、特約年金の未支払分の現価(8.956倍の2059万8800円²)の一時支払を請求することができるものとされていた。Xの相続税の申告における相続財産の中には、本件年金受給権の総額2300万円に0.6(相続税法24条1項1号・当時³)を乗じた1380万円が含まれていた(但し相続税額は0)。

所得税について、Y(国・被告・控訴人)の処分行政庁たるC税務署長は、平成14年分の年金(以下「本件年金」)230万円から必要経費たる9万2000円⁴を引いた220万8000円を平成14年のXの雑所得と認定し、所得税の更正をした。

本件の中心的争点は、本件年金が所得税法9条1項15号(現16号)により非課税とされるか否か、である。

本件は本人訴訟であったという点でも注目を集めた。また学説でも課税を支持するか否かで意見が二分されていた。原々審長崎地判平成18年11月7日訟月54巻9号2110頁は請求を認容し、原審福岡高判19年10月25日訟月54巻9号2090頁は逆転させて請求を棄却した。X上告。

II. 判旨 破棄自判、Xの請求を認容。

(A) 所得税法9条1項15号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

(B) 「年金の方法により支払を受ける上記保険金(年金受給権)のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価(同法22条)、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているも

¹ 草稿につき藤谷武史・吉村政穂・田中啓之ほかインターネットを通じた方々からもご示唆頂いた。感謝申し上げます。長崎地裁判決以来多数の評釈があるところ、紙幅により全ては紹介できないことをお断り申し上げます。

² 8.956倍は相続開始時に一時支払を選択した場合の係数であり、相続の翌年以降も残りの年度に受け取る年金額を現価に割り引いて一時支払を請求できる、という契約内容であった。

³ 平成22年改正後は、一時支払を選択した場合より低い評価とならない。『平成22年度版改正税法の要点解説』(税務研究会出版局)424頁以下、相続税法基本通達24-2参照。

⁴ $\{ \text{払込保険料額} \times \text{年金総額} / (\text{死亡保険金} + \text{年金総額}) \} \times 230 \text{万} / 2300 \text{万} = \{ 195 \text{万} 1291 \times 2300 \text{万} / (4000 \text{万} + 2300 \text{万}) \} \times 0.1$ の式が地裁判決にある。

のと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものといえるべきである。」

(C)「本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない」。

(D)「所得税法207条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法208条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものと解するのが相当である。(改行)したがって、B生命が本件年金についてした同条所定の金額の徴収は適法であるから、上告人が所得税の申告等の手続において上記徴収金額を算出所得税額から控除し又はその全部若しくは一部の還付を受けることは許されるものである。」

Ⅲ. 解説

1 本判決の意義

被相続人が掛金を負担していた私的年金を相続人が一時支払で受け取る場合は相続課税のみである一方、年金払で受け取る場合は年金受給権に対する相続課税と毎年の年金に対する所得課税がなされるという実務を、本判決は否定した。尤も、翌年以降の年金収入のうち「運用益」部分に対する所得課税を暗黙のうちに認めていると読めるため、訴訟物(一年目の年金の所得課税の是非)との関係では納税者の勝訴であっても、実質的には納税者の勝訴部分は単純計算で六割にとどまるといえる。この判決により、相続人が一時支払を選択した場合の扱いと概ね等しい税負担に収まる⁵こととなると予想される。本判決の射程⁶がどこまで広がるかは判然としない。

2 各審級の論理構造

地裁は、「その[年金の]所得が**法的には**みなし相続財産[年金受給権]とは**異なる**権利ないし利益と評価できる」可能性があることを視野に入れていたと読めるが、「**実質的・経済的には同一**の資産に関して二重に課税するものである」とし、年金に対する所得課税は所得税法9条1項15号の「**趣旨**」によって許されないとした。明示的に論じていないが、翌年以降受け取る年金のうちの運用益部分の所得課税をも排斥したものと解されよう。

高裁は、「本件年金は、本件年金受給権とは**法的に異なる**」ので「所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しない」とした。Xの主張には、「本件年金受給権の取得と個々の年金の取得とは、別個の側面があり」、「本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するものということとはできない」と応答した。

最高裁判旨の(A)が「**財産**」ではなく「**所得**を指す」と論じた部分は、法解釈における地裁判決の悪さを逆転させる論理であろう。(B)において「年金の各支給額のうち上記**現在価値**に相当する部分」(本件では1380万円)を所得税の課税対象から除外したことで、(C)と併せて間接的に、翌年以降の年金のうちの**運用益**部分(本件では920万円)の所得課税を肯定したものと読める。(D)は6で後述。

3 問題の背景

報道等でさんざんに批判された国税側の理屈はどのようなものか。それは高裁判決の後半部分を理解することから始まる。年金受給権は今後受け取る年金**全部**を現在価値に割り引いて評価し直したものであるが、所得課税は年金全部に対して及ぶのではなく夫の**既払保険料を控除**(所得

⁵ 但し註22参照。

⁶ 日経新聞2010年9月9日朝刊経済面「年金型商品 損害保険でも二重課税 来月から還付、最大1000件」という記事がある。

税法施行令 183 条)した部分(保険差額利益)のみに及ぶ。これは、土地を相続した場合の土地の資産全体に対する相続税の課税と、土地の含み益に対する所得税の課税(限定承認に係る相続であるか単純承認かで所得税法 59 条・60 条のどちらが適用されるか変わってくる)がなされることに、対応している。

数値例があると理解しやすい。数字を端折り、夫が 90 万円の保険料を払ったところで死亡し妻が額面合計 2300 万円を受け取る権利を取得した、という状況と対比できる状況を考える。本件の X は相続税を負担していないが、説明の便宜のため所得税率・相続税率ともに一律 30% (基礎控除・累進等は無視)と仮定する。

例 1 (被相続人が実現): 被相続人 A が 90 で資産を購入していた。第 0 年度にその資産が 2300 に値上がりした。第 0 年度に A がその資産を第三者に 2300 で売却し、譲渡益 2210 につき 30% の所得課税を受ける。所得税額は 663。第 0 年度に A が死亡し、X が単独相続する。2300 の売却代金から 663 の税額を控除した 1637 を X が相続する。相続税額は 491.1。

例 2 (限定承認と所得税法 59 条): 第 0 年度に A が死亡し、X が単独相続する。資産の時価は 2300 であるとする。X が限定承認を選択すると、所得税法 59 条が適用され、含み益 2210 が実現したものとして 663 の所得税額が発生する。2300 の資産と 663 の租税債務があるので、1637 が相続税の課税対象となり、相続税額は 491.1。

例 3 (単純承認と所得税法 60 条): 第 0 年度に A が死亡し、X が単独相続し、単純承認を選択する。資産の時価が 2300 であると、相続税額は 690。その後 X が第三者に資産を 2300 で売却すると、譲渡益 2210 が発生し 663 の所得税額⁷が発生する。

本件国税の課税方法は例 3 に近い⁸。福岡高裁が年金受給権と年金との**法的な違い**だけを理

⁷ 租税特別措置法 39 条の要件を満たさない前提である。同条が適用されると、相続税額が資産の取得費に加算され、譲渡益は $2300 - 90 - 690 = 1520$ となり、所得税額は 456 となる。

⁸ 本件保険契約によって妻が年金受給権を原始的に受け取るため、例 1～例 3 において被相続人から資産を引き継ぐのとは異なると法的に考えることができ、所得税法 60 条のような計算を本件年金に当てはめるべきではないとする議論がある(公刊されているのは本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察—生命保険年金の二重課税問題を中心として—」税研 145 号 113 頁(2009.5)であるが、その元である日税研究賞受賞論文の方が詳しい)。これは法律論として評価に値する議論であるが、被相続人からの資産の引継ぎであるか否かという法的な基準に依拠しすぎると、様々な投資手段の間における課税の中立性が害されてしまう恐れもある。また、夫が長生きしていたら夫の賃金に所得税が課された筈であり、夫の賃金喪失を補うための年金に所得税法施行令 183 条で課税することの合理性は、一概に否定できるものでもないとも論じられてきた。

所得税法 60 条に関し最高裁は沈黙している。所得税法 60 条の趣旨が及ばないと最高裁が考えていることは明らかであるが、その理由が、被相続人の資産の引継ぎでないからであるのか、一時支払を選択した場合との公平なのか、不分明である。

過去の裁判例を振り返ると、所得税法 60 条の趣旨を尊重してゴルフ会員権贈与に関し名義書換手数料の取得費算入を許容した右山事件・最判平成 17 年 2 月 1 日判時 1893 号 17 頁がある一方で、土地の時効取得に関し所得税法 60 条のような取得費の引継ぎを認めず時効取得時の時価を以て取得費とした東京地判平成 4 年 3 月 10 日訟月 39 卷 1 号 139 頁もある。取得費等の租税属性の引継ぎに関し、裁判例の傾向は固まっていない。

⁹ ところで、所得税法 60 条と同様に所得税法施行令 183 条で既払保険料を控除することは、所得税法 76 条の生命保険料控除の存在を視野に入れると、優遇しすぎである(例えば既払い保険料額の半分が控除されていたならば令 183 条で控除する額は 90 万円ではなく 45 万円にとどめるべき)とも評価できる。法 76 条は元々生命保険会社優遇措置であるとも考えられるが、課税繰延にとどまらない非課税の恩恵を与えるのは加速度償却等の典型的租税優遇と比べても過大な恩恵とも考えられる。

由に課税処分を肯認したかのように読むのは誤読といえよう。

また、地裁の論理に対しては高裁で国側が決定的な反駁をしている。税制調査会昭和 38 年 12 月 6 日答申を引用した国側を、地裁が「[本件年金に係る]支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にある」と論じて切り捨てたのに対し、国側は「例えば、相続により取得した財産が果樹であったような場合…収益還元方式の考え方により…将来…収益(収穫した果実の売却による収入)を、現価…に引き直す…。…果樹には一定の寿命があり…果樹も減価償却資産とされていることに照らすと、当該果樹から得られる収益は、時の経過による当該財産の価値の減少と対応する関係にある…。…果樹が相続税の課税対象となった場合であっても、その後、当該果樹から得られる収益に対し、所得税が課税されることについては異論がない」と反駁したのである。これは包括的所得概念に沿った実に見事な比喻であり、**年金受給権と年金との実質的・経済的な同一性**を論拠とする筋は潰えるほかない。

尤も国側の主張には泣き所がある。果樹の相続人に対する果実の所得課税において、減価償却分を費用控除しなければならないところ、年金課税において所得税法施行令 183 条が控除しているのは前述の通り既払保険料額であって、年金受給権を元本とする減価償却相当分ではない。国側の比喻は、年金受給権と年金との実質的・経済的な同一性に依拠する議論を潰せるものの、所得税法施行令 183 条の計算方法を正当化するものではない。高裁が国側を勝たせつつもこの比喻に触れなかったのは、そのためかもしれない。寧ろ最高裁の結論の方が、果樹・果実の比喻に沿ったものとなっている。

更に国側にとって恐らく最大の泣き所であったのは、相続開始時に一時支払を選択して 2059 万 8800 円を受け取った場合には相続税が課せられるのみであり、所得税法施行令 183 条のような保険差額利益に対する所得課税はない、ということである。一時支払か年金払かで、相続税のみか相続税・所得税両方かという違いが生ずるのは、納税者に強烈な違和感を与えるであろう。

例1のような**所得税と相続税の二重課税が元々予定されている**こと、及び果樹・果実の比喻が示す**包括的所得概念に忠実な課税**を前提とすると、この最大の泣き所に関する立法論上の**論理的整合的な解決方法は自明**である。一時支払を選択した場合にも所得税法 59 条と同じ課税をするよう立法し、保険差額利益に対する所得課税と保険金全額に対する相続税課税(但し所得税額を例2のように債務控除)の二重課税を及ぼすべきであった。所得税法に書けば所得税法9条に違反する筈がないのみならず、例1～例3の扱いと揃えるだけである。しかし現実には所得税法 59 条に対する政治的反感が強く、所得税法 59 条の適用範囲が狭められてきたという歴史がある。

かといって、本件のような年金払の場合に相続税しか課さないとする、当時の相続税法 24 条1項により 1380 万円と評価されてしまうことは、一時支払の場合に 2059 万 8800 円が相続税の課税対象となることと比べて、不当に有利すぎる。

4 最高裁が配慮したものと無視したもの

以上より、本件年金に所得税を課すべきかにつき、三つの問題が絡んでいることが分かる。第一は**保険差額利益**を資産の含み益と同様に扱って所得税を課すべきかの問題、第二は**元本と果実を同視すべきか**の問題、第三に**一時支払との比較**の問題である。第三の問題は評価に関わる擬制の問題にすぎないとして無視するとしても、資産の含み益等にもつわる**租税属性の引継ぎの有無**の問題と、包括的所得概念にもつわる**元本と果実(利子)への二重課税**の問題が絡んでいる。

年金払以外の現状(資産の含み益には何れ所得税が課せられる／元本のみならず果実としての利子等にも所得税が課せられる／一時支払に所得税が課せられない)を前提とすると、**司法がいかなる結論を出しても不整合が発生する**。地裁判決は、資産の含み益の扱いと均衡がとれ

ない上に一時支払の場合と比べても納税者が有利である。高裁判決は、資産の含み益等の扱いと均衡が取れるものの、一時支払の場合と比べて納税者が不利になる。

この混乱の中で、最高裁は、**一時支払の場合との均衡**もとりつつ、**包括的所得概念に近い課税方法**をももたらした。包括的所得概念に近い課税方法自体は目新しくない¹⁰が、現行法(必要経費:所得税法37条等)の解釈として可能か定かでなかったところ、所得税法9条1項15号だけでこの結論を導けるという勇断を、最高裁は成し遂げた。

但し、**資産の含み益等との均衡に目を瞑った**とも言える。相続に際し取得費を時価に引き上げることを認める(例3の相続人の譲渡益に所得課税をしない)に等しい。

もしも前述の論理整合的な解決(一時支払に所得税法59条を適用する)が立法されていたならば、本件の年金払についても司法は国側の主張通りの所得課税を支持したのではなかろうか。その意味で、本件最高裁判決は**経路依存的な性格**を持つ、即ち、**所得税法9条1項15号の文言だけで論理必然的に本件の結論が導かれるのではなかろうか**と考えられる。

最高裁が資産の含み益等の扱いとの均衡に目を瞑ったことを非難したいのではない。この均衡をとっていた従前の国税や前述の論理整合的な解決方法を立法しなかった議会も非難できない。突き詰めれば、**【所得税を課した後の財産にも相続税を課するという二重課税を許容しつつ、所得税法59条の適用を排したい】とする国民の不整合な租税観自体**が、本件を巡る混乱の根源である。民主主義下で租税法研究者がこれ以上言えることは少ない。

無論、最高裁の理屈は納税者にとって良いことづくめではない。本件の既払保険料は僅かであったが、積立の性格(貯蓄代替的な性格)の強い保険商品に関しては既払保険料が1380万円を超える事例もありえたであろう。例えば、夫が長生きしていたので既払保険料が1600万円に達するという場合、国税の理屈によれば1380万円への相続課税と保険差額利益700万円に対する所得課税がなされるのに対し、最高裁の理屈によれば、1380万円への相続課税と920万円の運用益への所得課税がなされるものと推測される¹¹。年金受給権の現価計算が改善された後は、既払保険料より年金受給権の現価が小さいという事態は稀と推測される¹²。が、本件最高裁判決により国が納税者にどう還付するか注目が集まる中で、最高裁の理屈によれば追徴課税を受けるべき納税者もいたと推測される¹³。

5 相続開始年の翌年以降の計算方法

本稿公刊時には国税が計算方法を発表している可能性があるが、思考実験として(1)包括的所得概念に忠実な減価償却類似の計算方法、(2)各年度の年金個別に所得を計算する方法、(3)(4)簡便法として予想される二つの方法を述べる。

(1) 包括的所得概念に忠実な減価償却類似の計算方法

第0年度～第9年度(本件では平成14年から平成23年)の10年間にわたり毎年230万円ずつ貰う年金受給権が第0年度において1380万円と評価されている。これは、相続税法24条が年複利計算での割引率を13.70%とみなしていることを意味する¹⁴。この割引率を前提にすると左の

¹⁰ 浅妻章如・判解・税研148号77頁及びそこに掲げた参考文献を参照。更に辻美枝・判研・税大ジャーナル13号65頁(2010)は最高裁の結論を予言した形となっている。また、包括的所得概念と異なる理解の可能性をも含めて整理したものとして、瀧圭吾・ジュリ1410号予定論文参照。

¹¹ 所得税法施行令183条による計算を所得税法9条の解釈で上書き消去したものと解するのが、最高裁判決の素直な読み方(明示されていないが)であろう。

¹² 夫が7保険料を払い、死亡前運用益が2にとどまり、3が手数料として保険会社に帰属し、6だけが保険金として妻に戻ってくる、といった事態が、あり得ないではないが、稀であろう。

¹³ しかし実際に国税が追徴課税をするとは思えない。

¹⁴
$$\frac{230}{1.1370^0} + \frac{230}{1.1370^1} + \frac{230}{1.1370^2} + \dots + \frac{230}{1.1370^9} = \sum_{i=0}^9 \frac{230}{1.1370^i} = 1380$$
 または
$$\sum_{i=0}^9 \frac{1}{1.1370^i} = 6$$
 (何れも

表が作られる。

A	B	C	D	E
0.1370	年金の現在価値	年金受給権の現在価値	年金受給権の減価償却	所得
0	2300000	13800000	2300000	0
1	2022788	11500000	723985	1576015
2	1778987	10776015	823204	1476796
3	1564571	9952811	936020	1363980
4	1375997	9016791	1064296	1235704
5	1210152	7952495	1210152	1089848
6	1064296	6742342	1375997	924003
7	936020	5366345	1564571	735429
8	823204	3801774	1778987	521013
9	723985	2022788	2022788	277212

A	B	C	D	E
0.0254	年金の現在価値	年金受給権の現在価値	年金受給権の減価償却	所得
0	2300000	20598800	2300000	0
1	2243036	18298800	1835286	464714
2	2187483	16463514	1881895	418105
3	2133306	14581619	1929687	370313
4	2080471	12651932	1978693	321307
5	2028944	10673239	2028944	271056
6	1978693	8644296	2080471	219529
7	1929687	6563825	2133306	166694
8	1881895	4430519	2187483	112517
9	1835286	2243036	2243036	56964

A列は(年複利の割引率と)年度である。B列は各年度に受け取る年金を 13.70%の割引率で第 0 年度の現在価値に割引いて計算したものである。第 1 年度の 230 万円の年金収入の第 0 年度における現在価値は $230 \div 1.137$ より 202 万 2788 円である。第 2 年度の 230 万円の年金収入の第 0 年度における現在価値は $230 \div 1.137^2$ より 177 万 8987 円である。以下同様にして B3 から B9 を計算する。C列は各年度における年金受給権の現在価値である。第 0 年度において 1380 万円と評価することがこの表の前提であるが、C0 は B0 から B9 の合計である。第 1 年度～第 9 年度の年金を受け取る権利の価値を計算すると、 $C1 = B1 \sim B9$ の合計 = 1150 万円¹⁵となる。C2 = B1 ~ B8 の合計¹⁶ = 1077 万 6015 円となる。以下同様にして C3 から C9 を計算することができる。D列は、年金を受け取った後に年金受給権がどれだけ減価するかを計算するものである。D0 = C0 - C1 = 230 万円、D1 = C1 - C2 = 72 万 3985 円と計算され、以下同様にして D2 から D9 を計算することができる(但し D9 = C9 - 0 である)。E列は各年度における所得を計算するものである。第 0 年度において、一方で 230 万円の年金収入があり、他方で年金受給権が 1380 万円から 1150 万円に減価する(230 万円減価する)ため、所得は 0 円である。第 1 年度において、一方で 230 万円の年金収入があり、他方で年金受給権が 1150 万円から 1077 万 6015 円に減価する(72 万 3985 円減価する)ため、所得は 230 万円 - D1 = 157 万 6015 円¹⁷である。以下同様にして E2 から E9 を計算することによって各年度における所得を計算することができる。E0 ~ E9 の合計額は当然 920 万円 (= 2300 万 - 1380 万) である。1380 万円の元本で毎年 230 万円取り崩しつつ年 13.70% で運用した場合の運用益を計算しているので、第 1 年度の方が所得が大きく、第 9 年度の所得が小さくなる。

なお、保険会社の計算通りに第 0 年度における年金受給権の現価を 2059 万 8800 円と評価して(この場合の割引率は年 2.54%¹⁸であろう)相続税を課した上で、毎年の所得を計算しようとしたものが右の表である。

(2) 各年度の年金個別に所得を計算する方法

数字を端折っている。(エクセルで計算する際には 0.13704474 を代入した。)である。最初に受け取る年金は相続開始日付なので割引率が 0 乗されていることに留意。

¹⁵ 正確に言うと第 0 年度の年金を貰った直後の時点における価値である。

¹⁶ B列は第 0 年度の時点で評価した値なので、C2(第 1 年度の年金を貰った直後の時点)の値は B2 ~ B9 の合計ではなく 1 年上にずらさねばならない。C3 の値は B3 ~ B9 の合計ではなく 2 年上にずらさねばならない。

¹⁷ 第 0 年度に 230 万円受け取って 1150 万円に減価した年金受給権という元本を年利 13.70% で 1 年間運用した場合の運用益と同じである。

¹⁸ $\sum_{i=0}^9 \frac{1}{1.0254^i} = 8.956$ となる。エクセルで計算する際には 0.02539588 を代入した。

(1)の表を作成した後、逆に第1年度の所得が小さく第9年度の所得が大きくなる図¹⁹を見た。(1)は年金受給権という全体をまとめ上げた権利を一つの財産に見立てて減価償却類似の計算をするものであるが、(2)は各年度の年金一つ一つを分離して個別に運用益部分と元本取り崩し部分を計算するものであろう。²⁰

第1年度に230万円受け取る権利について考察すると、その第0年度の現在価値は(1)のB1より202万2788円である。202万2788円の元本を1年間運用した運用益は27万7212円である。

第9年度に230万円受け取る権利の第0年度の現在価値は(1)のB9より72万3985円である。72万3985円の元本を年利13.70%の年複利で9年間非課税²¹運用した運用益は $72万3985 \times 1.137^9 - 72万3985 = 157万6015$ 円である。

(3) 簡便法その1：定額法類似の計算

納税者の便宜を考えると、(1)(2)のように緻密に計算する方法ではなく、便宜的に控除額を定額法的に割り振って $(1380 - 230) \div 9 = 127.7778$ (万円)とすることが考えられる。第1年度以降の所得は $230 - 127.7778$ より102万2222円となる。運用益部分とされる額が四割より大きいのは、第0年度の230万円が全て元本取崩しとみなされているためである。

(4) 簡便法その2：早い年度の収入から元本に充当する

更なる簡便法として、本件に関しては第0年度から第5年度までの6年間の年金収入全額を非課税所得とする(相続税が課された現在価値たる元本の取崩しとみなす)代わりに、第6年度から第9年度の4年間の年金収入全額を課税所得とする(運用益部分とみなす)という方法が考えられる。

この簡便法のメリットは、有期定額給付金の型以外にも当てはめが容易であることである。有期変動額給付金、無期定額給付金、無期変動額給付金という型もあろうと想像できるが、(1)~(3)の方法を当てはめることは不可能ではないものの煩瑣であろう。変動額給付金タイプの場合でも、簡便法その2ならば、年金収入額の累計が相続税評価額に達するまで全額非課税とし、それを超える額を全て運用益とみなして課税所得に算入すれば済む。運用益部分が大きく／小さくなる可能性(所得税が多く／少なく課される可能性)があるが、これは賭けに勝った／負けた者に対し多くの／少ない所得税が課されることと同じであるので問題ない。

納税者に生ずる課税繰延の利益が大きくなる、という問題がある。他方、毎年人的控除を利用できる(3)の方が、第5年度まで人的控除が利用できないかもしれない(4)と比べて有利である可能性もある²²。

6 源泉徴収の適法性

受取人側における課税所得算入の有無と支払者側における自動確定²³の源泉徴収義務の存否とが切り離されて判断されることは所得税法の規定の構造(所得税法120条1項6号、138条、

¹⁹ 三木義一・判解・税経通信2010年9月22頁、山本守之・判解・税務弘報2010年9月106頁に図があり、図はないものの判タ1324号80頁の解説も同じ思考である。

²⁰ 最高裁判決文には年金受給権をまとめて観念する発想と年金ごとに個別に着目する発想の両方が見られるため(判タによれば最高裁の中の人には年金ごとに個別に着目する発想が強いと推測されるが)、どちらかが間違っているという問題ではないと思われる。

²¹ 9年間課税繰延を認める(実現がないためであろう)前提の立論であり、所得税法13条1項本文(信託受益者課税:課税繰延を認めない)等とは均衡しない。(2)が包括的所得概念に沿わないことは明らかであるが、包括的所得概念に沿わないことは直ちに現行法に沿わないことを意味する訳ではなく、評価は難しい。尤も、更に課税繰延を認める(4)の方法も本稿は想像しているのであるが。

²² 人的控除の有無も視野に入れると、本件最高裁判決の結論が一時支払を選択した場合と均衡がとれているとは言い切れない、とする余地もある。しかしこれは致し方ない問題といえよう。

²³ 但し註24の昭和45年最判は「自動的に確定」という表現を用いる。

222条等参照)から予想できることであり²⁴、(D)は多くの者が予想した通りのものであったと思われる。

しかし、受取人側において課税所得に算入されない支払であっても支払者側において源泉徴収義務があるとするを最高裁が明示的に論じたのは、管見の限り本件が初めてであると思われる。

しかも、高裁で国側が最判平成4年2月18日民集46巻2号77頁²⁵に依拠し「仮に本件年金に係る所得が非課税所得に当たるとすれば、そもそも上記の源泉徴収自体が誤りであったことになり、被控訴人は、上記源泉徴収税額の全部又は一部の還付を受けることができない」と主張していたため、裁判所は論理上これに応答しなければならなかった。

そこで最高裁は、(D)において、支払者側の源泉徴収義務を肯定した上で、源泉徴収が適法²⁶だからXの還付請求も許されるという論理を組み立てた。これにより、保険会社が「国に対し当該誤納金の還付を請求」し、Xが保険会社に「本来の債務の一部不履行を理由として、誤って徴収された金額の支払を直接に請求する」²⁷、という手間が省かれることとなる。最高裁の結論が不当であるとは思えないが、平成4年最判との関係をどう理解するかは将来の課題である。

²⁴ 参照:最判昭和45年12月24日民集24巻13号2243頁。

²⁵ 支払者による源泉徴収に誤りがある場合、所得税法120条1項5・6号に関し、誤徴収税額を受給者の申告税額から控除すること或いは還付を請求することはできない。

²⁶ 平成4年最判は所得税法120条1項5号を「所得税法の源泉徴収の規定(第四編)に基づき正当に徴収をされた又はされるべき所得税の額を意味する」と解している。本件年金については、所得税法9条の関係で非課税所得であっても、所得税法207・208条との関係で「正当」な源泉徴収である、と本件最高裁は考えていると読める。

²⁷ 平成4年最判の表現。

所得税更正処分取消請求事件
長崎地方裁判所平成17年(行ウ)第6号
平成18年11月7日判決

判 決

原告 X
被告 国
代表者法務大臣 長勢甚遠
処分行政庁 長崎税務署長
指定代理人 D 外11名

主 文

- 1 処分行政庁が、原告の平成14年分の所得税について平成15年9月16日付けでした更正(平成16年6月23日付け減額更正後のもの)のうち、総所得37万7707円を超える部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要等

本件は、原告の夫AがB生命相互会社との間で締結していた生命保険契約(被保険者及び契約者はA、受取人原告)について発生した保険事故(Aの死亡)に基づいて、原告が平成14年に受け取った年金払保障特約年金220万8000円を、被告が、原告の雑所得に当たるとして、その平成14年分の所得金額に加算して所得税の更正(以下「本件処分」という。)を行ったため、原告がその取消を求めている事案である。

1 当事者間に争いのない事実等

(1) 本件保険契約及び原告の年金受領までの経緯

ア Aは、平成8年8月1日、B生命との間で、Aを契約者及び被保険者、原告を受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結し、その保険金を支払っていた。この保険契約では、保険事故が発生した場合に主契約に基づいて支払われる一時金に加え、生活保障のため特約年金が支払われる特約(年金払生活保障特約条項)が付されている。この特約では、保険事故が発生した場合、年金額230万円を主契約の受取人(すなわち原告)に対して10年間支払うものとされ、また、上記特約条項4条では、特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができるものとされている。この現価は、一時支払請求日における特約年金の支払残存回数に応じ、所定の算定率の特約基本年金額(本件では230万円)を乗じて算定され(ただし、1回目の特約年金支払以降はさらに所定の調整を行う)、主契約の保険金の請求と同時に特約年金の現価の一時支払が請求された場合、この現価は、特約基本年金額に8.956を乗じた金額(本件では2059万8800円)とされている(甲4、5の〔3〕)。

イ Aは、平成14年10月28日死亡した。原告は、Aの死亡により、本件保険契約に基づき、死亡保険金4000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金(以下「年金」という。)として、平成14年10月28日から平成23年まで、毎年10月28日に230万円ずつ受け取る権利(以下「本件年金受給権」という。)を取得した。

ウ 原告は、平成14年11月6日、B生命に対し、本件保険契約に基づき、死亡保険金及び年金の請求を行い、B生命は、同月8日、原告に対し、死亡保険金4000万円、年金230万円(以下「本件年金」という。)及び配当金2万0649円の合計4232万0649円から、契約貸付金19万5000円、同貸付金利息2104円及び源泉徴収税22万0800円を差し引いた4190万2745円を支払った。

(2) 原告の確定申告及び本件更正処分などの経緯

ア 原告が行った平成14年分の所得税の確定申告、更正の請求並びに本件処分から裁判に至るまでの請求、処分、申立て、決定等の年月日及びその内容は、別表のとおり(掲載省略)である。その要点は、

イに記載のとおりである。

イ 原告は、原告が行った確定申告について、給与所得15万円が漏れており、他方、本件年金の源泉徴収税23万0800円が所得金額から差し引かれる金額として追加されるべきであり、同年中に還付を受けるべき金額は、合計22万3464円になるとして、更正の請求を行った。これに対し、C税務署長は、原告が平成14年11月8日に支払を受けた保険金のうち、本件年金230万円から必要経費として認められた9万2000円を差し引いた22万8000円を同年中における原告の雑所得と認定し、還付を受けるべき額が4万8264円になるとする本件処分を行った。

なお、必要経費の算出は以下のように行われている。

本件保険契約における払込保険料 195万1291円・・・〔1〕

主契約に基づく死亡保険金 4000万円・・・〔2〕

特約に基づく年金総額 2300万円・・・〔3〕

特約に基づく特約年金に係る払込保険料 72万1977円・・・〔4〕

＝約（〔1〕×（〔3〕／（〔2〕＋〔3〕））

本件年金に係る保険料 9万2000円

＝約230万円×（〔4〕／2300万円）

その後、原告の異議申立て、審査請求を経て、寡婦控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除等が所得金額から差し引かれる金額として認定され、平成16年6月23日に還付を受けるべき金額を19万7864円とする減額再更正がされ、審査裁決は、この再更正を認めた。

ウ 他方、原告は、平成15年8月27日、C税務署長に対しAを被相続人とする相続税の申告書を提出し、その申告に係る相続財産の中には、本件年金受給権の総額2300万円に0.6を乗じた1380万円が含まれている。

（3）相続税法及び所得税法の規定、課税実務など

ア 相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。）が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を相続により取得したものとみなす旨を規定している。

イ 他方、所得税法9条1項15号は、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）については、所得税を課さない旨を規定している。

ウ 課税実務では、相続税法3条1項1号によりみなし相続財産とされる保険金には、一時金により支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれるとされ（相続税法基本通達3-6。乙10-〔1〕）、他方、これによって受取人が受け取る個々の年金については当該受給者の所得として所得税を課税するものとされている（「家族収入保険の保険金に関する課税について」（昭和43年3月官審（所）2、官審（資）9）。乙11の〔1〕）。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件年金が相続税法3条1項1号のみなし相続財産に当たる否か、所得税法上の所得に当たるか否か、所得税法9条1項15号により非課税とされるか否かという点である。

（原告の主張）

本件年金は、相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、みなし相続財産として相続税を課税されているので、所得税法9条1項15号により非課税所得となり、所得税法35条1項の雑所得には該当しないというべきである。

すなわち、

（1）生命保険金が年金で支払われる場合、同条項の「保険金」は、年金受給権（基本権と支分権）と支分権に基づいて支払われる年金のすべてを包含したものと解すべきであり、基本権である年金受給権のみを指すものではない。

（2）相続税法3条1項1号の「保険金」を「受給権」と解釈した場合、その財産的価値は、受給権という債権が将来現金化することにはかならず、債権が現金化することは権利の性質が変わるだけのことであるから、所得税法9条1項15号を適用するまでもなく、本件年金は、所得の発生に当たらない。また、年金受給権について相続税を課し、更に、当該受給権の支分権に基づいて支払われる年金に所得税を課することは二重課税に当たる。被告の解釈は、憲法29条の財産権の保障にも違反するものである。

（3）本件年金が雑所得に当たるとして課税するのであれば、一時払の保険金であっても、相続開始時

に受給権が発生し、その後、保険金を取得するのであるから、その取得時において一時所得又は雑所得として課税すべきことになるが、そのような取扱いになっていない。また、売掛金債権を相続し、将来それを回収して現金化した場合、その現金に対して課税はされないが、本件年金受給権について、みなし相続財産として相続税が課税された場合、将来年金を受け取った際、年金に対して所得税を課税すべきでないことは、上記売掛金債権の相続の場合と同様である。

(被告の主張)

(1) 本件年金受給権

ア 原告は、本件年金契約に基づき、B生命に対し、平成14年10月28日から平成23年10月28日まで、毎年10月28日限り、230万円ずつ年金を請求し得る権利を取得している。

相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を相続により取得したものとみなす旨規定しているが、この「保険金」とは、正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実には受領する金銭を意味するものではない。したがって、本件のように、保険契約に基づいて定期金に関する権利(年金受給権)を取得した場合も、その年金受給権は相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、被相続人の死亡を原因として取得した相続財産とみなされる財産である。そして、現実には受領する保険金額やその受領の態様は、当該保険金等の受給権を評価する基準としての意味を持つにすぎないものである。

イ 本件年金受給権は、残存期間10年の定期金債権であるところ、相続税法上、その権利の価額は、相続税法24条1項1号により、その残存期間に受けるべき給付金額の総額(230万円×10回=2300万円)に、100分の60を乗じて計算した金額の1380万円となる。

(2) 本件年金

ア 本件年金は、現実には支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当しない。また、基本債権たる本件年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日(年金の支払事由が生じた日)の到来によって生み出された支分権、すなわち基本債権とは異なる権利に基づいて取得した現金であり、また、2回目以降の各年金も、本件年金受給権に基づき、一定期日(年金の支払日の単位の応答日)の到来によって生み出されてゆく支分権に基づくものであって、雑所得として所得税が課税される。

イ 本件年金のように支分権に基づいて取得した現金が雑所得に該当することは、所得税法施行令183条1項が、生命保険契約等に基づく年金の計算に関する規定を、また、同法第4編第4章第2節に生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定をもうけていることから明らかである。

ウ なお、所得税法9条1項15号は、相続(被相続人の死亡)という同一原因によって相続税と所得税とを負担させるのは、同一原因により二重に課税することになるので、これを回避し、相続税のみを負担させるという趣旨であり、本件年金のように被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではない。

また、現実にも、相続税法24条1項1号に基づく本件年金受給権の価額(1380万円)は、本件年金受給権のみなし相続財産としての価額を算出するため、相続税法上定められた評価方法に基づいて算定されたものであり、他方、本件の特約年金の現価の一時支払の請求が行われた場合、その「現価」は、特約基本年金額に算定率たる8.956を乗じて算出されるから、本件においては2059万8800円(230万円×8.956)となる。したがって、本件年金受給権と本件年金とは経済的価値が同一のものとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 相続税法3条1項は、相続という法律上の原因に基づいて財産を取得した場合でなくとも、実質上相続によって財産を取得したのと同視すべき関係にあるときは、これを相続財産とみなして相続税を課することとし、他方所得税法9条1項15号は、このように相続税を課することとした財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課税しないものとしている。このような税法の規定からすると、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。

2 本件年金受給権は、Aを契約者兼被保険者とし、原告を保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険金は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみて原告が相続によって取得したのと同視すべき関係にあり、相続税

法3条1項1号に規定する「保険金」に当たると解するのが相当である。そして、本件年金受給権の価額は、同法24条に基づいて評価されることになるが、同条1項1号によると、有期定期金は、その残存期間に受けるべき給付金の総額に、その期間に応じた一定の割合を乗じて計算した金額とされている。この割合は、将来支給を受ける各年金の課税時期における現価を複利の方法によって計算し、その合計額が支給を受けるべき年金の総額のうちに占める割合を求め、端数整理をしたものだとされている。

他方、本件年金は、本件年金受給権に基づいて保険事故が発生した日から10年間毎年の応答日に発生する支分権に基づいて原告が保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。

そして、上記のように、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。

3（1）被告は、本件の争点に関して、〔1〕相続税法3条1項1号の「保険金」は、保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであるが、本件年金は、現実に支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないこと、〔2〕本件年金は、一定期日の到来によって生み出された支分権という本件年金受給権とは異なる権利に基づいて取得した現金であること、〔3〕所得税法施行令183条1項が、生命保険契約等に基づく年金の計算に関する規定を、また、同法第4編第4章第2節に生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定をもうけていることからすると、所得税法は、みなし相続財産とされる生命保険等を年金で受け取る場合においても当該年金に所得税を課税することを前提としていると解されること、〔4〕所得税法9条1項15号は、本件年金のように被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではないこと、〔5〕相続税法24条1項1号に基づく本件年金受給権の価額（1380万円）と、本件の特約年金の現価の一時支払の請求が行われた場合の「現価」（2059万8800円）とは異なり、本件年金受給権と本件年金とは経済的価値として同一のものとはいえないと主張しているもので、この点について補足的に説明をしておく。

（2）ア 前記のとおり、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号の趣旨によって許されないものと解するのが相当である。

したがって、本件年金が現金であること、それが本件年金受給権とは法的に異なる支分権に基づくものであること、被相続人の死亡後に発生するものであることは、いずれも所得税法の前記条項にもかかわらず本件年金について所得税を課税すべきことの根拠となるものではない。

イ なお、付言すると、本件年金受給権が相続税法3条1項1号の「保険金」に該当すると解すべきことは先にみたとおりであるが、上記条項の文理とは異なって、ここにいう「保険金」はすべて「保険金受給権」を意味すると解さなければならない必然性はないと思われる。

また、所得税法9条1項15号が、被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨のものでないことはそのとおりであるが逆に、被相続人の死亡後に発生した権利や実現した所得について必ず所得税を課税する趣旨を含んでいるものでもない。例えば、株式会社の役員が死亡後、その役員に対して退職慰労金を支給する旨の株主総会決議がされた場合、その支給が当該役員の死亡後3年以内に確定したものについては相続税法3条1項2号によって相続財産とみなされることとなるが、この役員退職慰労金請求権は、相続開始後に発生したものであるから、同条項により相続財産とみなされるものの中には被相続人の死亡後に発生する権利もある。また、本件年金受給権に関しても、受取人である原告が一時払いを選択した場合、この一時払いに基づく保険金に対して所得税は課税されない扱いであるが、一時払いを選択した場合の保険金請求権は、被相続人の死亡後に発生するものと解する余地があるし、そもそも本件年金に係る支分権（第1回目の年金支払請求権）は、支払事由が生じた日を支払日とされているから（2条4の（1）。甲5の〔3〕）、相続開始後に発生した権利であるとも、実現した所得であるともいえないと見る余地もあることに留意すべきである。

いずれにせよ、相続開始後に発生した債権・実現した所得であることは、それだけではみなし相続財産にはならないこと、あるいは所得税を課税することの、いずれの根拠にもならないというべきである。

また、確かに、本件年金は、支分権という、本件年金受給権（基本権）と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、債権の消滅時効の点（民法168条、169条）などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この観念を、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しく（なお、相続税法3条1項1号の「保険金」を直ちに「保険金受給権」と解すべき根拠になるとも考えにくい）、上記のとおり、今後受け取るべき年金の経済的利益を原価に引き直して課税しているのが年金受給権への相続税課税である以上、このような経済的実質によって、二重課税か否かを区別することが所得税法9条1項15号の趣旨に沿う。

したがって、基本権と支分権の関係にあることないし法的には異なる権利と評価できるものであることは、それだけで二重課税であることを否定する根拠とはならない。

（3）所得税法施行令38条は、生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算方法を定めている。もともと命令の規定から法の解釈をすることは本末転倒というべきであるが、生命保険契約には、被保険者ないし年金受取人の死亡という保険事故ないし事実が発生しなくとも年金の支払をすることを内容とするもの等多様なものがあるから、施行令38条のうち、生命保険契約に係る部分は、上記のような保険事故ないし事実を前提としない同契約に基づく年金に係る雑所得の計算方法を定めたものと解することができる。したがって、この規定が置かれていることは、被告のような解釈をすることの根拠とはならない。

また、所得税法207条ないし209条は、生命保険契約等の年金に係る契約に基づく年金の支払をする者の源泉徴収に関する定めをしているが、この規定も、上記と同様、被保険者ないし年金受取人の死亡という保険事故ないしその事実を支給の要件としない年金の支払に関する規定と解することができる。

（4）一時支払を選択した場合に、本件保険契約上される一時支払金の計算結果（2059万8800円）と、相続税法によって計算した本件年金受給権の価額（1380万円）は異なる。しかし、これは現価計算の方法が異なることによるものであり、相続税法24条1項1号による時価計算において、年金受取時に実現する所得について所得税が課税されることを前提とした減価・調整等をしているわけではないと考えられるから、このような違いがあるからといって、本件年金受給権に対する相続税の課税と本件年金に対する課税が、経済的実質が同一の資産に対する二重課税であることを否定する根拠となるものではない。

4 結論

そうすると、本件年金を雑所得と認定して原告の所得に加算した本件処分は違法であり、取消を免れない。よって、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

（口頭弁論終結の日 平成18年8月29日）

長崎地方裁判所民事部

裁判長裁判官 田川直之 裁判官 今中秀雄 裁判官 船戸宏之

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要(略称等は原判決の例による。)

1 (1) 本件は、被控訴人の夫AがBとの間で締結していた生命保険契約(本件保険契約)について発生した保険事故(Aの死亡)に基づいて、被控訴人が平成14年に受け取った年金払保障特約年金230万円(本件年金)から必要経費9万2000円を控除した220万8000円を、控訴人が、被控訴人の雑所得に当たるとして、その平成14年分の所得金額に加算して所得税の更正(本件処分)を行ったため、被控訴人がその取消しを求めた事案である。

(2) 原判決は、本件年金に係る所得に所得税を課税することは所得税法9条1項15号の規定の趣旨により許されないから、本件年金を雑所得として被控訴人の所得に加算することは違法であるとして、本件更正処分(減額更正後のもの)のうち、総所得37万7707円を超える部分を取消した。

(3) 控訴人は、これを不服として前記第1のとおり控訴した。

2 事案の概要は、次のとおり補正し、3のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁16行目の「保険金」を「保険料」に、3頁3行目の「甲4」を「甲4の〔1〕〔2〕」に、15行目の「本件更生処分」を「本件更正処分」に、20行目の「23万0800円」を「22万0800円」に改め、4頁17行目の末尾に「(いずれも当時のもの。以下同じ。)」を加え、5頁4行目の「乙10-〔1〕」を「乙10の〔1〕」に改める。

(2) 5頁10・11行目の「当たる否か」を「当たるか否か」に、7頁13行目の「応答日」を「応当日」に改める。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ア 本件年金に係る所得に対する所得税の課税について

(ア) 所得税法9条1項15号は、「相続(中略)により取得するもの(相続税法(昭和25年法律第73号)の規定により相続(中略)により取得したものとみなされるものを含む。)」については、所得税を課さない旨を規定している。そして、相続税法3条1項は、同項各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨規定しているから、所得税法9条1項15号にいう「相続(中略)により取得したものとみなされるもの」とは、相続税法3条1項所定のみなし相続財産を指していることが明らかである。

相続税法3条1項1号の立法趣旨は、実質的に相続又は遺贈による財産の取得と同視すべきものを相続税の課税対象とするものであるところ、同号にいう「保険金」は、金銭そのものではなく、相続開始時において存在する保険金請求権(債権)を意味するものである。そして、被相続人の死亡により、生命保険契約に基づき、相続人その他の者が定期金に関する権利(年金受給権等)を取得した場合においては、その相続開始時に存在するのは、基本権としての当該定期金に関する権利(年金受給権等)のみであって、基本権に基づいて発生する支分権としての受給権は未だ発生していない。そうすると、その後発生する支分権及びその行使として給付される個々の定期金(年金等)それ自体は同号にいう「保険金」に該当しない。

したがって、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであるから、上記各規定の文理解釈によれば、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないことは明白である。

そして、租税法は、侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くから、その解釈は原則として文理

解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないというべきである。原判決が、本件年金は、法的には本件年金受給権とは異なるが、実質的・経済的にみれば同一のものと評価される財産であるから所得税を課税することは許されないと判示していることは、同号の規定の適用範囲をその文理を明らかに逸脱ないし拡大して解釈するものというほかはない。

(イ) 所得税法9条1項15号の趣旨は、相続税法の規定により相続税又は贈与税の課税対象となる財産の取得に対し、相続税又は贈与税と所得税の二重課税が生じることを排除するため、当該財産の取得に係る所得には所得税を課さないようにする点にあるものと解される。同号の規定は、その明文で規定する範囲を超えて、「実質的・経済的」な二重課税なるものを排除することを目的として、相続税又は贈与税の課税対象となる財産とは法的に異なる財産の取得に対しても所得税を課することを禁止する趣旨の規定ではない。

(ウ) 二重課税とは、あくまでも「同一の課税物件」に対する課税が重複することを意味するのであり、異なる課税物件に対しそれぞれ別個に課税が行われるような場合を二重課税ということとはできない。

相続税又は贈与税が、人の死亡又は贈与によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税であるのに対し、所得税は、個人の所得に対する租税であり、両者は別個の体系に属する税目である。このような税目間において、具体的に何をもって二重課税に当たるとするかについては、そのこと自体が理論上争われている例もあるのであって、必ずしも容易に判断できる問題ではない。

(エ) 居住者が財産を相続した直後に譲渡した場合、当該財産は相続税の課税対象となり、その価額が当該相続人の相続財産の課税価格に算入される一方(相続税法2条、2条の2、11条以下)、被相続人による取得時以降の保有期間中の増加益については、当該相続人に対し、譲渡所得として所得税が課税されることになる(所得税法33条、60条)。この場合、当該譲渡益は当該財産の価額に含まれているから、その限りにおいて、「実質的・経済的」には同一の財産(増加益部分)に相続税と所得税を二重に課税していることになるが、所得税法60条の規定は、所得税法が原判決のような考え方を採っていないことを示すものである。

(オ) 原判決は、〔1〕相続税法24条1項1号による本件年金受給権の評価が、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価(正確にはその近似値)に引き直したものであること、〔2〕本件年金に係る支分権は、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接の影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあることを指摘し、年金受給権に対して相続税を課税した上、さらに、個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に対して二重に課税するものであって、所得税法9条1項15号の趣旨により許されない旨判示する。

しかし、原判決の上記〔1〕、〔2〕の指摘は、本件年金に係る所得を所得税の課税対象と解することの妨げとなるものではない。例えば、相続により取得した財産が果樹であったような場合には、当該財産の価額を評価するに当たり、基本的には、いわゆる収益還元方式の考え方により、当該財産の使用によって将来にわたって受け取ることのできる収益(収穫した果実の売却による収入)を、現価ないしその近似値に引き直す方法を採用するのが合理的と解される。これは、原判決が上記〔1〕で指摘するような本件年金受給権の価額の評価方法と同じ考え方に基づくものである。

さらに、果樹には一定の寿命があり、毎年、果樹から果実を収穫すれば、その分だけ、当該果実から将来得られる収穫量の総計も減少すること、そのため、所得税法及び法人税法上も、果樹は減価償却資産とされていることに照らすと、当該果樹から得られる収益は、時の経過による当該財産の価値の減少と対応する関係にあるといえることができる。このことは、原判決が上記〔2〕で指摘するような本件年金受給権と本件年金との関係、すなわち権利の行使とそれに伴う価値の逡減という関係と基本的に同様である。そして、果樹が相続税の課税対象となった場合であっても、その後、当該果樹から得られる収益に対し、所得税が課税されることについては異論がない。すなわち、相続税の課税に際し、時の経過によって価値の減少する資産の価額を収益還元方式によって評価したからといって、その後当該資産から得られる収益が所得税法9条1項15号所定の非課税所得に当たるなどとは考えられていないのである。

(カ) 所得税法上、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金に対する所得税の課税が予定されている。

まず、所得税法207条は、居住者に対し国内において同法76条3項1号から4号までに掲げる契約等に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならない旨を規定している。そして、同法76条3項1号は、生命保険会社等の締結した生命保険契約等のうち「生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの」で、当該契約に基づく保険金、年

金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものを掲げている。したがって、上記各規定によれば、居住者に対し所定の生命保険契約に基づく死亡保険金として年金の支払をする者が、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならないことは明らかである。

次に、同法9条1項3号ロは、「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）」につき、同項15号とは別に非課税規定を設けている。これは、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、同項15号所定の非課税所得に該当しないことを意味するものである。

(キ) 所得税法9条1項15号の立法に際しても、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金は、所得税の課税対象になると解されていた。現行所得税法は、税制調査会の昭和38年12月6日付け「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」を踏まえて立法された法律であるところ、同答申は、当時の税制について、被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることになっていることについて、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えられており、これによれば、上記答申の当時、既に、旧所得税法上、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金に対し所得税が課税されるという解釈が定着しており、そのような解釈を前提として、現行の所得税法が定められたといえる。

また、相続税法3条1項1号の立法に際しても、同号所定のみなし相続財産である年金受給権に基づいて毎年支給される年金が所得税の課税対象となることが予定されていた。

イ 控訴人の税額について

本件年金については、Bが、被控訴人に対する支払の際、22万0800円を源泉徴収しており、本件処分においても、処分行政庁は、所得税法120条1項5号、6号、138条の規定に基づき、上記源泉徴収税額等を算出所得税額から控除し、控除しきれなかった金額に相当する所得税を還付することになっている。

しかし、仮に本件年金に係る所得が非課税所得に当たるとすれば、そもそも上記の源泉徴収自体が誤りであったことになり、被控訴人は、上記源泉徴収税額の全部又は一部の還付を受けることができない（最高裁判所平成4年2月18日第三小法廷判決・民集46巻2号77頁参照）。

これを前提とすると、仮に本件年金に係る所得が非課税所得に当たるとした場合、被控訴人が平成14年分の所得税について納付すべき税額（算出所得税額から源泉徴収税額等を控除しきれなかった場合は、還付を受けるべき金額）を計算すると、還付を受けるべき金額が2664円となるのであり、これは、本件処分（減額再更正後のもの）における還付を受けるべき金額である19万7864円を下回ることになる。

そうすると、仮に本件年金に係る所得が非課税所得に当たるとしても、本件処分（減額再更正後のもの）は、総額主義の観点から適法というべきである。

(2) 被控訴人の主張

ア 本件年金に係る所得に対する所得税の課税について

(ア) 相続税法3条1項1号にいう「被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合」の「保険金」の文言解釈は、〔1〕受給権のうちの基本権、〔2〕受給権のうちの支分権、〔3〕支分権に基づく本件年金のすべてを包含するものである。

基本権と支分権とは、民法上は別個の債権ではあるが、2個の財産的価値が存在するのではなく、一対として財産的価値を実現させる債権である。したがって、確かに、受給権（基本権）を取得する権利・所得と支分権に基づく年金の所得は、形式的・表面的には別異と認識できるが、2個の財産的価値（担税力）があるとは到底考えられない。このような場合は、租税原則及び法の趣旨に則り、たとえ形式的には別異の権利・所得に該当するとしても、実質的・経済的には同一の資産（1個の財産的価値・1個の担税力）に関して二重に課税することは明らかであり、所得税法9条1項15号の趣旨により許されない。

(イ) 税法において文言は一義的に解釈されるべきであるが、通常、異なる解釈が発生する可能性がない場合は定義規定がない。相続税法3条1項1号の「保険金」については定義規定がない。そうであれば、通常日本語としての意味で解釈するのが当然であり、広辞苑第5版によると、保険金とは「契約に基づき、保険者（保険会社）が被保険者又は保険金受取人に支払う金」としており、また、「（相続税）法3条第1項第1号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金」の解釈についての相続税法基本通達3-6には、「保険金」、「年金」の文言はあるが、「受給権・基本権」の文言はない。

い。したがって、同通達の「年金の方法により支払を受けるもの」の「年金」は本件年金を指すことは明らかであるから、相続税法3条1項1号の「保険金」は上記(ア)の〔1〕から〔3〕までをすべて含むことになる。

(ウ) 自己が保険料を負担し自己が年金を受け取る場合において、一時金で受け取る場合には一時所得として、年金で受け取る場合には雑所得として「選択的な課税」がされるのであり、年金基本権について一時所得、年金支分権について雑所得課税が重畳的にされることはない。このことは、税務上は、年金基本権と年金支分権とを異なる発生原因に基づく異なる所得とは認識しておらず、むしろ、「同一物」と認識していることを意味する。

(エ) 所得税法60条の規定は、山林又は譲渡所得の基因となる資産は、相続された後相続人が譲渡することなく使用収益し、次の世代への相続財産となる可能性が大きいことを考慮し、譲渡があった場合は政策的に敢えて二重課税の可能性を法定しているものと推定される。

しかし、本件年金は、同条に規定する資産ではないから、同条との比較で論じることは筋違いである。

(オ) 控訴人は、本件年金について、果樹と果実との関係で種々主張するが、本件年金受給権と本件年金とは果樹と果実との関係にはないから、理由がない。

(カ) 所得税法の関係規定について

まず、所得税法207条については、源泉徴収制度は徴税技術の面から定められた規定であり、その対象となる経済的事実が所得税の課税対象であるか否かは別の条文で規定されている。本件年金については、同法35条の雑所得に該当するか否かが問題であって、同法207条はその根拠となるものではない。

次に、同法9条1項3号ロの規定は、確認的規定と思われるが、このような確認的規定を用いて反対解釈をすることは、法の趣旨を曲解する反対解釈であり、不当である。仮に上記規定が創設的規定であったとしても、その反対解釈により、同項15号の厳密な文理解釈に影響を及ぼすのは不当である。

(キ) 本件年金に所得税を課税すると、相続税、所得税及び住民税の最高税率が適用される者の場合、受け取る年金以上に税負担がある。すなわち、昭和50年から昭和58年までの間の最高税率は合計168パーセント(相続税及び所得税はいずれも75パーセント、住民税は18パーセント)であり、その間の相続と仮定すると、税の合計額は3088万4400円となり、10年間に受け取る年金の総額2300万円を超えることになる。

したがって、本件年金に所得税を課税することは、憲法29条の財産権の侵害に当たる。

イ 控訴人の税額について

(ア) 所得税法207条は、年金に係る契約に基づき年金を支払う場合について徴収する旨規定し、取得原因を問わず一律に徴収する義務を定めているから、本件年金のように本来非課税とされる年金であっても、支払者には一律に源泉徴収義務があるものと解される。

そうすると、本件源泉徴収税額は、誤って徴収されたものではなく、前記最高裁判所判決にいう所得税法の規定に基づき正当に徴収された所得税の額である。

したがって、総額主義の観点からの控訴人の主張は理由がない。

(イ) 控訴人は、本件年金について、一方では、所得税が課税されると主張し、他方、総額主義における主張においては、非課税所得であることを前提にして、誤って徴収された源泉所得税額は控除できないと主張するものようであるが、このような主張は、信義誠実の原則、禁反言の法理に照らして、許されないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件年金に係る所得に対する所得税の課税について

(1) 所得税法9条1項15号の規定について

相続税法3条1項柱書は、同項各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨を規定し、同項1号は、被相続人の死亡により相続人(相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。)が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を掲げている。その趣旨は、被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自ら固有の権利として取得するものであり、被相続人の相続財産に属するものではないが、相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡を基因として生ずるため、公平の見地から、これを相続財産とみなして相続税の対象としたものと解される。

他方、所得税法9条1項15号は、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭

和25年法律第73号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)については、所得税を課さない旨を規定している。その趣旨は、相続、遺贈又は個人からの贈与により財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税又は贈与税が課されることになるので、二重課税が生じることを排除するため、所得税を課さないこととしたものと解される。この規定における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法3条1項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、所得税法9条1項15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。

ところで、被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。

そうすると、相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる。

(2) 本件年金受給権及び本件年金について

引用に係る原判決(補正後のもの)第2の1(1)の事実によれば、本件年金受給権は、Aを契約者及び被保険者とし、被控訴人を保険金受取人とする生命保険契約(本件保険契約)に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであって、年金の形で受け取る権利であるが、Aの相続財産と実質を同じくし、Aの死亡を基因として生じたものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解される。そうすると、被控訴人は、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、その取得は相続税の課税対象となる。

前記事実によれば、被控訴人は、将来の特約年金(年金)の総額に代えて一時金を受け取るのではなく、年金により支払を受けることを選択し、特約年金の最初の支払として本件年金を受け取ったものである。本件年金は、10年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものというべきである。

(3) 所得税法の規定等について

ア 所得税法の規定について所得税法207条は、居住者に対し国内において同法76条3項1号から4号までに掲げる契約等に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならない旨を規定しているところ、同法76条3項1号は、生命保険会社の締結した生命保険契約のうち「生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの」で、当該契約に基づく保険金、年金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものを掲げている。上記各規定によれば、居住者に対し所定の生命保険契約に基づく死亡保険金として年金の支払をする者が、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならないことは明らかである。したがって、上記各規定は、所得税法が、所定の生命保険契約に基づいて、死亡保険金として年金の支払を受ける者に所得が生じることを当然の前提としているものと解される。

次に、同法9条1項3号ロは、「遺族の受ける恩給及び年金(死亡した者の者の勤務に基づいて支給されるものに限る。)」につき、同項15号とは別に非課税規定を設けている。これは、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、同項15号所定の非課税所得に該当しないことを前提としているものと解される。なぜなら、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、みなし相続財産である年金受給権と実質的・経済的に同一の財産と評価されるという理由により、同号により非課税所得とされるのであれば、同項ロの規定を設ける必要はないからである。

上記によれば、所得税法は、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税を予定しているものということができる。

イ 立法当時の見解について

現行所得税法は、税制調査会の昭和38年12月6日付け「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」を踏まえて立法された法律であるところ、同答申は、当時の税制について、被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることになっていることについて、所得税と相続税とは別個の体系

の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えてしていた（乙11の（1）、30）。そして、相続税法3条1項1号の立法に際しても、同号所定のみなし相続財産である年金受給権に基づいて毎年支給される年金が所得税の課税対象となることが予定されていたのである（乙20の（1）、21）。

そうすると、所得税法9条1項15号、相続税法3条1項1号の立法当時、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税が予定されていたといえることができる。

（4）被控訴人の主張について

ア 二重課税の主張について

被控訴人は、受給権（基本権）を取得する権利・所得と支分権に基づく年金の所得は、形式的・表面的には別異と認識できるが、実質的・経済的には同一の資産であり、二重に課税することは許されないと主張する。

確かに、本件年金受給権の評価は、相続税法24条1項1号により、有期定期金は、その残存期間に受けるべき給付金の総額に、その期間に応じた一定の割合を乗じて計算した金額とされているところ、この割合は、将来に支給を受ける各年金の課税時期における現価を複利の方法によって計算し、その合計額が支給を受けるべき年金の総額のうちに占める割合を求め、端数整理をしたものといわれている。そうすると、本件年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものといえるから、本件年金受給権と年金の総額は、実質的・経済的にはほぼ同一の資産と評価することも可能である。

しかし、本件年金受給権の取得と個々の年金の取得とは、別個の側面がある。まず、後者についてみると、被控訴人は、本件保険契約において、将来の特約年金（年金）を受け取るものであるが、これは、被控訴人が自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なることなく、いずれについても所得があるのである。そうすると、両者を区別することはできず、これらの所得は所得税の対象となる。そして、前者についてみると、被控訴人は、本件保険契約において、自ら保険料を支払ったものではないのに、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、これは、前者とは別個に、相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するものということはいえない。

したがって、被控訴人の上記主張は理由がない。

イ 憲法29条違反の主張について

被控訴人は、本件年金に所得税を課税することは、相続税、所得税及び住民税の最高税率が適用される者の場合、受け取る年金以上に税負担があり、憲法29条の財産権の侵害に当たると主張する。

しかし、被控訴人の主張は、昭和50年から昭和58年までの間の最高税率の適用があることを前提とすることが明らかであるところ、被控訴人は、昭和50年から昭和58年までの間に相続があったわけではなく、最高税率の適用を受ける者であるともいえない。

したがって、被控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

（5）本件年金に係る所得について

以上のとおり、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものである。

そして、本件年金に係る所得は、その性質及び源泉に照らすと、所得税法35条1項の雑所得に該当するものというべきである。

2 被控訴人の税額について

雑所得の総収入金額は本件年金の額である230万円であり、本件年金に係る必要経費はその保険料9万2000円である（引用に係る原判決（補正後のもの）第2の1（2）、所得税法施行令183条1項2号）から、雑所得の金額は220万8000円となる。

そして、本件更正処分及び再更正処分における税額の計算過程及びその根拠については、本件年金を雑所得の収入金額とすることができるか否かを除いて、当事者間に争いが無い。

したがって、本件更正処分（再更正処分後のもの）は、適法である。

第4 結論

よって、被控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと異なる原判決を取消し、被控訴人の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 丸山昌一 裁判官 川野雅樹 裁判官 金光健二

主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人丸山隆寛，上告復代理人山内良輝の上告受理申立て理由について

以下に摘示する相続税法及び所得税法の各規定は，それぞれ別表記載のものをいう。

1 本件は，年金払特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた夫が死亡したことにより，同契約に基づく第1回目の年金として夫の死亡日を支給日とする年金の支払を受けた上告人が，当該年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ，長崎税務署長から当該年金の額から必要経費を控除した額を上告人の雑所得の金額として総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため，上告人において，当該年金は，相続税法3条1項1号所定の保険金に該当し，いわゆるみなし相続財産に当たるから，所得税法9条1項15号により所得税を課することができず，上記加算は許されない旨を主張して，上記更正の一部取消しを求めている事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は，次のとおりである。

(1) 上告人の夫であるAは，B生命保険相互会社（以下「B生命」という。）との間で，Aを被保険者，上告人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結し，その保険料を負担していたが，平成14年10月28日に死亡した。上告人は，これにより，本件保険契約に基づ

く特約年金として、同年から同23年までの毎年10月28日に230万円ずつを受け取る権利（以下「本件年金受給権」という。）を取得した。

上告人は、平成14年11月8日、B生命から、同年10月28日を支給日とする第1回目の特約年金（以下「本件年金」という。）として、230万円から所得税法208条所定の源泉徴収税額22万0800円を控除した金額の支払を受けた。

(2) 上告人は、平成14年分の所得税について、平成15年2月21日、総所得金額22万7707円、課税総所得金額0円、源泉徴収税額及び還付金の額2664円とする確定申告をし、次いで、同年8月27日、総所得金額37万7707円、課税総所得金額0円、源泉徴収税額及び還付金の額22万3464円（本件年金に係る源泉徴収税額22万0800円を加算した金額）とする更正の請求をしたが、これらの確定申告及び更正の請求を通じて、本件年金の額を各種所得の金額の計算上収入金額に算入していなかった。

他方、上告人は、Aを被相続人とする相続税の確定申告においては、相続税法24条1項1号の規定により計算した本件年金受給権の価額1380万円を相続税の課税価格に算入していた。

(3) 長崎税務署長は、本件年金の額から払込保険料を基に計算した必要経費9万2000円を控除した220万8000円を上告人の平成14年分の雑所得の金額と認定し、平成15年9月16日、総所得金額258万5707円、課税総所得金額219万円、源泉徴収税額22万3464円、還付金の額4万8264円とする更正をし、次いで、同16年6月23日、所得控除の額を加算して課税総所得金額を32万円に減額し、これに伴い還付金の額を19万7864円に増額する再更

正をした（以下，この再更正後の上記更正を「本件処分」という。）。

3 原審は，上記事実関係の下において，次のとおり判示し，本件処分は適法であると判断して，上告人の請求を棄却すべきものとした。

所得税法 9 条 1 項 1 5 号は，相続，遺贈又は個人からの贈与により取得し又は取得したものとみなされる財産について，相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除する趣旨の規定である。相続税法 3 条 1 項 1 号により相続等により取得したものとみなされる「保険金」とは保険金請求権を意味し，本件年金受給権はこれに当たるが，本件年金は，本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて上告人が受け取った現金であり，本件年金受給権とは法的に異なるものであるから，上記の「保険金」に当たらず，所得税法 9 条 1 項 1 5 号所定の非課税所得に当たらない。

4 しかしながら，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりである。

(1)ア 所得税法 9 条 1 項は，その柱書きにおいて「次に掲げる所得については，所得税を課さない。」と規定し，その 1 5 号において「相続，遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続，遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」を掲げている。同項柱書きの規定によれば，同号にいう「相続，遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは，相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく，当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして，当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは，当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず，これは相続税又は贈与税の課税対象と

なるものであるから，同号の趣旨は，相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして，同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

イ 相続税法 3 条 1 項 1 号は，被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には，当該相続人が，当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を，相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には，年金の方法により支払を受けるものも含まれると解されるところ，年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは，基本債権としての年金受給権を指し，これは同法 2 4 条 1 項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると，年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては，同項 1 号の規定により，その残存期間に応じ，その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが，この価額は，当該年金受給権の取得の時における時価（同法 2 2 条），すなわち，将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し，その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は，当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって，これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は，相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ，所得税法 9 条 1 項 1 5 号により所得税の課税対象とならないものという

べきである。

ウ 本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものというべきである。

(2) なお、所得税法207条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法208条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものと解するのが相当である。

したがって、B生命が本件年金についてした同条所定の金額の徴収は適法であるから、上告人が所得税の申告等の手続において上記徴収金額を算出所得税額から控除し又はその全部若しくは一部の還付を受けることは許されるものである。

(3) 以上によれば、本件年金の額から必要経費を控除した220万8000円を上告人の総所得金額に加算し、その結果還付金の額が19万7864円にとどまるものとした本件処分は違法であり、本件処分のうち総所得金額37万7707円を超え、還付金の額22万3464円を下回る部分は取り消されるべきである。

5 これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、上告人の請求には理由があり、これを認容した第1審判決は結論において是認することができるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 堀籠幸男 裁判官 田原睦夫 裁判官
近藤崇晴)

(別表)

相続税法 3 条 1 項 1 号	平成 1 5 年法律第 8 号による改正前のもの
相続税法 2 2 条	平成 1 5 年法律第 8 号による改正前のもの
相続税法 2 4 条 1 項	現行の規定
所得税法 9 条 1 項 1 5 号	平成 2 2 年法律第 6 号による改正前のもの
所得税法 2 0 7 条	平成 1 8 年法律第 1 0 号による改正前のもの
所得税法 2 0 8 条	現行の規定